ナースのための
判例解説

21

リビング・ウィルは医師に不利益を与えるもの!?

今回は、最近、私がかかわった裁判のお話です。その裁判では、ある団体が公益法人になるために国に申請をしたところ「団体の事業には公益性がない」という理由で不認定とされたことから、その処分の取消しを求めました。

ある団体とその事業とは?

ある団体とは「日本尊厳死協会」という団体です。尊厳死とは、安楽死とは異なり、積極的に患者の死期を早めるものではなく、回復の見込みがない末期状態の患者に対して、生命維持装置を装着せず、もしくは取り外すなどして治療を中断し、人間らしい尊厳ある死を迎えさせることです。

この団体の事業は、**リビング・ウィル**の普及啓発事業、登録管理事業、調査研究・提言事業の3つです。

国が団体の事業に公益性がないと判断した理由

国の不認定理由は「リビング・ウィルがあると、医師に対し、治療中止へ誘引する等の悪影響を与える可能性がある」というものでした。

これを聞いて、皆さんの中でも「あれあれ?」とお思いになった方も多いのではないでしょうか。リビング・ウィルは、そもそも患者さんの延命治療に関する意思を表明するもので、医療者がその意思を尊重するのは当然のことです。そのことが医療者に不利益を与えるというのは「どういうこと?」という疑問がわくのです。日本尊厳死協会もこの疑問を感じ、裁判に踏み切りました。

裁判所の判断

「団体の事業には公益性がある」
↓不認定処分を取り消す

裁判所は、第1審(東京地裁平成31年1月18日判決)も控訴審(東京高裁令和元年10月30日判決)も、国の判断は「社会常識からしておかしい」として、不認定処分を取り消しました。

リビング・ウィルが医師に与える影響については、次のように判断しました。

- 終末期の患者が自ら意思表明できない状態となった場合において、患者と同居していた家族等が合理的に推定する患者本人の意思に基づいて医師等が延命措置の中止等を行ったときに、事後的に医師が患者の他の家族等から民事上その他の責任を追及されるような可能性は、リビング・ウィルの存在によって相当程度減少することが予想される。
- このようなことからすると、団体の事業を公益目的事業と認めることによって医師等の法律上の地位が不安定となるかを判断するに際しては、延命措置の中止等を判断する時点における患者の意思を推定するため、ひいては患者の推定的意思に基づく延命措置の中止等に起因する種々の法的リスクから医師等を守るための手段として、リビング・ウィルが果たし得る積極的な役割をも考慮に入れる必要がある。

臨床現場のみなさんへ

裁判所は、リビング・ウィルには医師の法的な不利益を減少させる役割があることを認めました。国は、リビング・ウィルがあることで、医師が患者の意思確認をおろそかにすることを懸念したようですが、もしそのようなことがあれば、その医師が医療現場における説明と同意のプロセスを怠ったものであり、責任を問われるのは当然です(「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(厚生労働省 改訂平成30年3月)も参照してください)。

終末期医療における治療中止・差し控えは難しい問題です。最近は、ACPや人生会議という言葉もよく耳にするようになりましたが、患者さんの最も身近にいる看護師に期待される役割はとても大きいものです。リビング・ウィルも含めて、患者の意思を尊重・擁護するための方法を、ぜひみなさんも考えてみてください。

ナースのための
判例解説

22

新型コロナウィルスと闘うみなさんへ

新型コロナウィルスは日本全国に拡散し、いまだに完全な収束の見通しは立たない状況にあります。医療の最前線にいる皆さんは、直接的または間接的にこの未知のウィルスと闘っていらっしゃるものと思います。そこで、今回は、法的な側面から新型コロナウィルスに関連する問題について扱います。

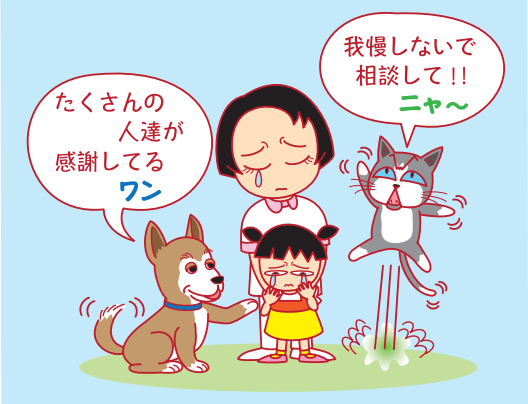

職場で新型コロナウィルスに感染してしまった場合について

看護職が、看護の業務に関連して、新型コロナウィルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。この場合、療養補償（いわゆる治療費など）だけでなく休業補償もなされます。

新型コロナウィルスは指定感染症として定められ、業務上・外の感染であるかを問わず、その医療費は公費で支払われますが、休業補償まではされませんので、労災保険給付は重要です。

自身や家族が不当な差別などを受けた場合について

現在、医療現場で働く皆さんへの感謝の声が広がっています。皆さんの存在がなければ、この苦境を乗り切ることはできないのです。にもかかわらず、一部では、医療者やその家族に対する不当な差別や偏見、中傷が報道されています（保育拒否や親の出入り禁止、タクシーの乗車拒否など）。

この問題について日本看護倫理学会は、「新型コロナウィルスと闘う医療者に敬意を」という声明を公表しました。そのなかで、同学会は、「医療に携わる人たちが、日夜懸命の努力を行っている中での誹謗中傷、そして差別は、その士気を下げることにつながります。一人でも多くの人を救うために努力している医療従事者の尊厳を守ってください。」と訴えています。

新型コロナウィルスに関連して、医療者やその家族を不当に差別したり、偏見や中傷をあびせることは、明らかに人権を侵害する行為です。倫理的にも法的にも許されない行為です。仮に、皆さんが差別や偏見を受けてしまった場合には、そのような声には耳を貸さず適切な対応を求めましょう。適切な対応がなされない場合には、国（法務省）や自治体、関係団体などに相談したり、弁護士などに助けを求めてください。

臨床現場のみなさんへ

新型コロナウィルスに関連して様々なご不安もあると思います。医療一般については、厚生労働省や自治体、看護のことについては、日本看護協会ほか各看護関係団体がQ&Aの公表や相談窓口の設置など対応をしています。

上記のような人権侵害には弁護士への相談も有効です。不当な差別などに対し、書面で是正を求めたり、インターネットによる中傷の場合には、その情報の削除や相手方の特定を行い損害賠償の請求などを行うことができます。

皆さんを応援している人、力になりたいと考えている人はたくさんいます。皆さんが声をあげることで問題が顕在化し、その後の差別防止にもつながります。

決して一人で我慢をしないこと、今はこれが大切です。

ナースのための
判例解説
23

最近の誤嚥事故から私たちが学ぶべきこと

今回は、最近、テレビでも多く報道された誤嚥事故の裁判について扱います。第一審では准看護師が「有罪」とされていたところ（以前ご紹介しました）、第二審では、「無罪」となりました。検察側が上告を断念したため、無罪が確定しました。私たちの仲間である准看護師の方が無罪となったという結果に安堵された方も多いのではないでしょうか。

ただ、この事故で一人の方が亡くなっていることも事実です。この事件から、私たち看護職は何を学ばなければならないでしょうか、考えていきたいと思います。

こんな事案です

2013年12月、ある特別養護老人ホームの入所者Aが、准看護師の配膳したおやつのドーナツを喉につまらせ、窒息し、意識を消失、その後、死亡してしまいました。この准看護師は業務上過失致死傷罪で起訴され、一審は有罪となっています。なお、Aさんのおやつは、事故発生日の6日前に、ドーナツからゼリー状のものに変更されていましたが、准看護師はこれを知らずにドーナツを提供していました。

第二審の判断：看護師は無罪

准看護師には、自ら間食の形態を確認したうえ、Aに配膳し、本件ドーナツによるAの窒息などの事故を未然に防止する注意義務があったということはできない（過失なし）。

①准看護師には、間食の形態を確認する職務上の義務があったか

→ない

（おやつの形態変更が記載されていた）申し送り・利用者チェック表は、介護士の詰所に保管された介護資料であり、介護職員間の情報共有のためのものである。本件施設においては、日勤看護師に対し、勤務にあたり、既に申し送りがされた過去の日付の同表を確認するように求める業務上の指示はなく、日勤看護師がそのような確認を実際に行っていた事実もない。特別養護老人ホームにおいて、看護職と介護職で共有されていた文書（例　療養棟日誌）とは別に、介護資料を看護師が自ら、しかも遡って確認することが通常行われていると認めるに足りる証拠もない。

したがって、准看護師が事前に自ら介護資料を確認しておやつの形態変更を把握していなかったことが職務上の義務に反するものであったとはいえない。

②准看護師の過失の有無について

次の事実に照らせば、准看護師が、本件ドーナツでAが窒息する危険性やこれによる死亡の結果の予見可能性は相当程度低かった。

- Aについては、食品によっては丸飲みによる誤嚥、窒息のリスクが指摘されていたとはいえ、ドーナツはAが本件施設入所後にも食べていた通常の食品であり、本件ドーナツによる窒息の危険性の程度は低かったこと
- 本件形態変更はあったものの、そ

の経緯、目的に窒息の危険を回避すべき差し迫った兆候や事情があって行われたわけではなく、間食について窒息につながる新たな問題は生じていなかったこと

- 看護職員と介護職員の間には各利用者の健康状態についての情報を共有する一定の仕組みがあったが、本件形態変更は准看護師の通常の業務の中では容易に知りえない程度のものとして取り扱われ、准看護師が事前に本件形態変更を把握していなかったことが職務上の義務に反するとの認識が持ちえなかったこと

このような予見可能性の内容、程度に加えて、Aに対して食品を提供する行為が持つ意味も併せ考えるならば、本件において准看護師が間食の形態の確認をせずに本件ドーナツを提供したことが刑法上の注意義務に反するとはいえない。

臨床現場のみなさんへ

裁判所は、准看護師が間食の形態の確認をせずに本件ドーナツを提供したことについて、「刑法上の注意義務に反するとはいえない」と述べています。これは、Aさんの嚥下障害などの状況、本件施設における看護師介護士間の情報共有の仕組みなどから、窒息の危険性や死亡の結果を予見することができなかった准看護師について、刑事責任を負わせるほどの非難をすることができないと判断したものと考えられます。

一方、本件における民事責任は示談により解決が図られていますが、民事上の注意義務についてはより広く認められる可能性はあります。

そこで、私たちは、この事故を教訓として、今後このような事故が二度と起きないように対策をしなければなりません。本件における大きな問題の1つは、看護職と介護職の間で情報の共有が適切になされていなかったということです。患者さんの生命身体にかかわる重要な情報は、多職種間であっても共有されなければなりません。情報共有がうまくなされないと医療事故につながる危険性があります。理想は、「一患者一記録」として情報を整理して共有することです。これをすることで情報の重複も減らすことができます。

みなさんの病院でも、多職種間において重要な情報を共有することができているか、確認してみてください。

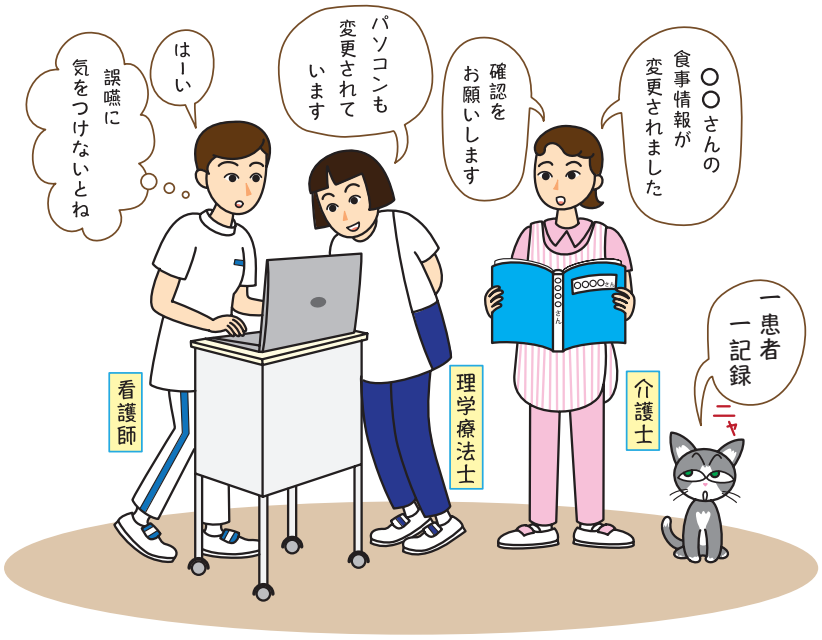

ナースのための
判例解説
24

最近の事例から
新型コロナウィルスと個人情報の保護

2020年4月、ある医療機関において、新型コロナウィルス感染症患者の電子カルテの画像が無料の通信アプリLINEを通して外部に流出したとの報道がなされました。今回は、新型コロナウィルス感染症拡大のなか、最前線で働くみなさまが思わぬ事態に巻き込まれることがないように、患者の情報の保護という観点から最近の事例について考えてみたいと思います。

情報はどのように流出したか

報道によると、看護師Aが電子カルテの一部を印刷した書類を携帯電話のカメラで撮影し、翌日に勤務する看護師Bに対し、注意喚起の文書とともにLINEで送信し、それを受け取った看護師Bも、同趣旨で、また別の看護師Cに送信し、この看護師Cもさらに別の看護師Dに送信し、情報を流出させたとのことです。なお、最初に情報を流出させた看護師Aは、感染症病棟の勤務で当面帰宅できなくなることを伝えるため、同居する高齢の両親の世話をする親族1人に対しても、この画像を送っています。この親族は別の親族1人にも転送したことが判明しています。

処分について

看護師Aは停職6か月、看護師BとCは減給（10分の1）6か月の懲戒処分とされました。また、看護師Dは上司への報告を怠ったとして訓告とされました。その他、不適正な指導監督により、上司の看護部長と看護師長も訓告、医療機関の長は厳重注意となっています。

臨床現場のみなさんへ

近年、スマートフォンが普及し、それと同時にSNS（Twitter・LINE・Facebook等）の利用も増加しています。それに伴い、看護師をはじめとする医療者のSNSを通した情報漏えいの事例も後を絶ちません。

看護師が医療現場で扱う情報の中には、患者の個人情報やプライバシーに関する情報が多く含まれています。これらは、特に守られる必要がある情報（センシティブ情報）です。新型コロナウィルスに感染したことやその検査結果、医療機関を受診したこと等については、個人情報保護法で一段高い規制が設けられている「要配慮個人情報」（法2条3項）にあたりますので、その取扱いには特に配慮をしなければなりません。このような情報を私物の携帯電話で撮影し、LINEで送信することは決して許されることではありません。また、日ごろから、LINE等のSNSで相手を限定して送信したとしても、受け取った側が拡散するリスクがあること、すなわち「一度自分の手を離れた情報はもう二度と完全に非公開にすることはできない」と考え行動する必要があります。

そもそも看護職は「正当な理由が無く、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない」という守秘義務を負っています（保健師助産師看護師法42条の2、助産師については刑法134条1項）。過去には、夫に担当患者の情報を話した看護師が守秘義務違反に問われた裁判例（福岡高等裁判所平成24年7月12日判決（判例秘書掲載））があります。看護職という専門職として働く以上、たとえ家族に対しても、職務上で知った患者の情報を話すことはできません。

いま一度、みなさまの扱う情報の重要性を再認識し、患者の情報の保護に努めていただければと思います。

あとがき

私が弁護士を目指したきっかけ。それは、看護学生のときに、患者さんのために日々忙しく働く看護師さんたちの姿を見て、「医療事故が発生したときに、この方々が決してひとりで困るようなことがあってはならない」と思ったことでした。その後、弁護士になり、その1年目から現在に至るまで、ずっとこの『ナースのための判例解説』の連載を続けてきました。この連載では、当初の思いをそのままに、実際の裁判例や事例をもとにして、臨床現場にいるみなさんが法的問題を抱えないために気をつけてほしいポイントなどをお書きしています。

どうかこの連載が多くの看護師のみなさんの目にとまり、日ごろの業務の参考にしていただけますように。また現在、過酷な勤務状況におられるなどして医療事故の不安を抱えるみなさんに、いざというとき、看護界の外にもその仕事を理解し、支援する存在がいることを知っていただきたいと願っています。

令和3年5月12日

友納 理緒

友納 理緒（トモノウ リオ）
看護師・保健師・弁護士

【略歴】（看護分野）

平成11年　雙葉高等学校卒業
平成15年　東京医科歯科大学医学部保健衛生学科　卒業（看護師、保健師免許取得）
平成17年　東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科博士前期課程　修了
医療現場を経験するなかで，医療事故が発生したときに医療者の力になりたいと考え，弁護士を志し，早稲田大学大学院法務研究科に進学。
平成20年　早稲田大学大学院法務研究科　修了
平成23年　弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成26年　土肥法律事務所　設立
平成26年　衆議院議員政策担当秘書に就任（平成28年まで）
平成27年　公益社団法人日本看護科学学会　研究倫理審査委員会委員に就任
平成31年　一般社団法人日本看護学校協議会共済会　顧問弁護士に就任
令和2年　公益社団法人日本看護協会　参与に就任

【著書】

「スッキリ，ナットク介護記録の減らし方」（共著）中央法規出版
「ー役員責任追及訴訟に学ぶ現場対応策ー業界別・場面別　役員が知っておきたい法的責任」（共著）経済法令研究会
「経済刑事裁判例に学ぶ　不正予防・対応策ー法的・会計的視点からー」（共著）経済法令研究会
「医療安全　患者を護る看護プロフェッショナル」（共著）医歯薬出版
「看護学原論　改訂第3版」（共著）南江堂　ほか

【現在の活動】

看護師出身の弁護士として，一般の民事事件・刑事事件のほか，医療事件も扱っています。
このほか，看護記録，看護師の法的責任，看護倫理，医療情報の取り扱いなど様々なテーマについて，関連する法律・裁判例をわかりやすく伝える講演や執筆活動に力を注いでいます。日本看護連盟発行『アンフィニ』にて，「ナースのための判例解説」連載中。

届けよう看護の声を！私たちの未来へ

日本看護連盟

JAPANESE NURSING FEDERATION